入 札 説 明 書

令和６年札幌市告示第 714 号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日

令和６年２月19日（月）

２　契約担当部局

〒006-8612 札幌市手稲区前田１条11丁目

札幌市手稲区保健福祉部保健福祉課地域福祉係 電話　011-681-2478

３　入札に付する事項

⑴　役務の名称　手稲区保健福祉部複写サービス

⑵　調達案件の仕様等　仕様書による。

⑶　履行期間　令和６年４月１日（月）から令和７年３月31日（月）まで

⑷　履行場所　手稲区役所（札幌市手稲区前田1条11丁目）の下記ア～オの場所に各１台

　ア　保健福祉課（手稲区役所１階）

　イ　健康・子ども課（手稲区民センター１階）

　ウ　健康・子ども課（手稲保健センター２階）

　エ　保護一課（手稲区役所２階）

　オ　保険年金課（手稲区役所２階）

⑸　入札方法

単価で行う。入札金額は１枚当たりの単価を記載し、この単位は銭の単位（１円未満２桁）まで記載してよいこととする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　令和４～７年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「速記・筆耕・複写業」に登録されている者であること。

⑶　札幌市内に本店又は支店等を有する者であること。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

⑸　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

⑹　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

５　入札書の提出方法等

1. 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記２に同じ。

1. 入札書の受領期限

令和６年３月４日(月) 12時00分（送付による場合は必着）

⑶　入札書の提出方法

　　入札書は別紙１（共通－第7号様式　入札書）の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア　入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和６年３月４日（月）13時00分開札「手稲区保健福祉部複写サービス」の入札書在中（開札前開封厳禁）」の旨を記載し、上記２あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

　イ　入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和６年３月４日（月）13時00分開札「手稲区保健福祉部複写サービス」の入札書在中（開札前開封厳禁）」の旨を記載し、上記２あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。また、あて名は上記２のとおり係名まで記載すること。

　　　なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

　ウ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

⑷　調達案件の仕様等に対する質問及び回答

　ア　提出方法

　　　質問は別紙２の様式にて作成し、書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること（送付又はファクシミリの場合は電話で着信を確認のこと。）

イ　提出先及び提出期間

提出先：札幌市手稲区保健福祉部保健福祉課地域福祉係（手稲区役所1階）

〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11丁目

電話番号：011-681-2478

ＦＡＸ番号：011-694-0530

提出期間：上記１の告示の日から令和６年２月26日（月）までの、８時45分から17時15分まで（最終日は正午まで）の間で提出すること。

ウ　回答書の閲覧

令和６年２月28日（水）以降、上記イの部局にて閲覧に供するとともに、手稲区ホームページの本件入札情報のページに掲載する。

⑸　入札の無効

　　ア　本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ　札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

⑹　入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

⑺　代理人による入札

ア　代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状（別紙３：共通－第8号様式　委任状）を提出しなければならない。

イ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

⑻　開札

ア　開札は、令和６年３月４日（月）13時00分から札幌市手稲区前田１条11丁目　手稲区役所1階　保健福祉課審査会室において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(別紙３)を提示しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

６　その他

⑴　入札保証金　 免除

⑵　契約保証金　 要

契約を締結しようとする者は、契約金額（単価）に仕様書で示す年間予定枚数を乗じて得た額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して５日後(５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

1. 入札者に要求される事項

ア　この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、上記４に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類(別記参照)を、入札書と共に提出しなければならない。また、入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

　　イ　入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

1. 落札者の決定方法

　ア　札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

　イ　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

　⑸　入札者に要求される事項

ア　この一般競争入札に参加を希望するものは、上記４に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ　入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

　⑹　落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ　契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

　　ウ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

　　エ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

⑺　免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙４）を提出しなければならない。

⑻　契約書の作成

ア　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑼　契約条項

別紙５のとおり

⑽　入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

　　ア　提出場所

上記２に同じ。

イ　その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。